

令和5年第3回都市経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和5年6月30日（金）
2. 場 所 白井市役所 本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題 (1) 議案第13号 白井市印鑑条例及び白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(2) 議案第19号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について
(3) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 長谷川 則 夫 委 員 長・小田川 敦 子 委 員
平 田 新 子 委 員・久保田 江 美 委 員
武 藤 美 砂 子 委 員・岩 田 典 之 議 長
5. 欠席委員 広 沢 修 司 副 委 員 長
6. 説明のための出席者
執行部
市 長 笠 井 喜 久 雄
市民環境経済部長 岡 田 光 一
都市建設部長 伊 藤 正 道
市 民 課 長 山 口 光 敏
都市計画課長 小 島 健 太 郎
道 路 課 長 鈴 木 教 之
建築宅地課長 戸 村 新 一 郎
総 務 課 長 齊 藤 祐 二
農業委員会事務局長 今 井 修 一
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永 井 康 弘
庶 務 係 長 今 井 好 美
主 事 篠 田 順 子

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

では、会議に先立ちまして、長谷川委員長より御挨拶をお願いいたします。

○長谷川則夫委員長 皆さん、おはようございます。16年間議員をしております、文教、今で言う教育福祉と総務と常任委員会を行ったり来たりで、なかなかこの都市経済のほうには入ってこれなくて、議長の計らいでやっと初めてこの委員会に所属、大変うれしく感じております。

なお、本日都合により広沢副委員長が欠席しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の都市経済常任委員会では、議案第13号及び議案第19号のうち都市経済常任委員会が所掌する科目の2議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○永井康弘議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては長谷川委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○長谷川則夫委員長 ただいまの出席委員は5名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。マスクを着用されている方は、発言に際してマイクによる音声認識に配慮の上、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

また、発言は必ず挙手の上、私の指名に基づき行ってください。

では、これから日程に入ります。

(1) 議案第13号 白井市印鑑条例及び白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○長谷川則夫委員長 日程第1、議案第13号 白井市印鑑条例及び白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

久保田委員。

○久保田江美委員 本会議場での説明の中で、スマホで使用が可能ということなんですけれども、どのように変わるのか、どういうふうに使えばいいのか、もう少し詳細に教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 具体的な改正内容についてお答えいたします。

今回、印鑑条例第12条第3項の規定は、印鑑証明書のコンビニ交付を規定したものとなりますが、これまではマイナンバーカード、つまり個人番号カードを使わないと受けられない印鑑登録証明書を含めたコンビニ交付サービスが、国の法改正により、移動端末設備、いわゆるスマートフォンにスマートフォン用電子証明書を搭載することで、コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機、いわゆるマルチコピー機により、スマートフォンでの印鑑登録証明書の交付が、コンビニ交付で受けられるものとなる改正となります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 久保田委員。

○久保田江美委員 現時点では、これがいつから始まるとかいうのはまだ決まっていないということではよろしいですか。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 お答えします。

国からの情報では、今回は法律改正が先行され、スマートフォン用に電子証明書を登録することは可能とはなっておりますが、スマートフォンによるマルチコピー機からの証明書のコンビニ交付は、現在はまだ対応が整っていないことから未定であるため、施行につきましては国からの情報を待って規則により定めていくものとしております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○久保田江美委員 はい。

○長谷川則夫委員長 武藤委員。

○武藤美砂子委員 先ほどマイナンバーカードからスマートフォンに移行するに当たっての安全性というのをお示しくいただけますでしょうか。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 安全性についてお答えします。

スマートフォン用電子証明書は、高度なセキュリティを有した I Cチップ内に格納されている安全性の高いもので、スマートフォン用電子証明書はマイナポータルサイト以外のアプリから読み取られることはないため、高度なセキュリティを有したものとなっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○武藤美砂子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 これから移行する件については理解いたしました。それで白井市では、コンビニ交付の場合は手数料を下げているようにしておりましたが、実際これが適用される時になっても、その手数料は市役所で発行する場合とコンビニ交付の場合というのは、今までと同じように対応されるのか、そこを確認いたします。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 コンビニ交付に係る手数料につきましては令和5年3月から減額しておりますが、今後も、前回、当時の議会で利用率が上がってきた際には見直しということを申しておりますが、現在のところは今後もコンビニ交付の手数料につきましては200円を継続していくこととなります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 今おっしゃったことの確認ですが、これが導入されたからといって金額を見直すものではない。全体的に見直すことは今後あり得るけれども、これをきっかけにはしないという認識でよろしいでしょうか。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 現在のところ、そのとおりでございます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○平田新子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 法改正のほうが先行して、現場レベルではまだ対応機がないので、スマホ決済は導入の時期は未定という御説明がありました。そうであるならば、条例改正も先送り、今6月議会でする必要は特段あるのかしらと疑問が湧くんですけども、その辺りはどのようにお考えですか。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 印鑑条例ではコンビニ交付に係る規定のみではあるのですが、法律のほ

うは5月11日から改正されておまして、こちらのほうはマイナポータルサイトを通じてマイナンバーカード、電子証明書をスマートフォンに搭載することはもう既に可能となっていることから、電子証明書を搭載したスマートフォンにおいてはマイナポータルサイトからの利用についてはもうできるために、法律が先行しており、ただマルチコピー機の対応については今後順次拡大していくということで、国から情報を得ております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。スマホ搭載は法改正とともに先行して可能ということで、状況は分かりました。

そうなる、この条例改正の進み具合なんですけれども、他市の状況はどういった感じですか。何か資料がありましたら御紹介いただけますか。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 近隣市全て聞いたわけではありませんが、大方近隣市においては条例改正は既に3月改正でしているところや、あとは今回6月改正しているところがほとんどということで聞いております。ただ、個々に全てを調べているわけではありません。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 近隣市という表現だと漠然なので、何市ぐらい調べて、何市ぐらいもう改正済み、もしくは6月でやりますというふうな、具体的な数字で御紹介いただけますか。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 手元にあるものとして、印西市のほうでは令和5年3月、船橋市のほうでは令和5年3月、佐倉市では現状はまだということで、八千代市のほうでは令和5年3月、松戸市のほうでは令和5年3月、成田市のほうでは令和5年6月というような状況になっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 そうすると、調査は近隣6市ということですか。

○山口光敏市民課長 今、主なところ。

○長谷川則夫委員長 挙手をお願いします。

山口市民課長。

○山口光敏市民課長 今、主なところを申したので、全て申したわけではありません。もう少し一部あります。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、スマホに搭載するスマホ版の電子証明書の件なんですけれども、今までマイナンバーカードの普及率というのが今後自治体に関しての税金、歳入の面での優遇につながるというのを過去に聞いた記憶があるんですが、このスマホの電子証明書の搭載というのもそういった、ノルマじゃないけれども何かプラスのメリットというのは自治体にあるんですか。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 恐らく手数料の値下げの話かと思うんですけれども、手数料についてはより利用者の利便性を考え減額しているものなので、ただ、電子証明書の搭載が今後どれぐらいかということ、まだ実装されていませんので、そちらのほうはちょっとお答えすることができません。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 すみません、説明が悪くて申し訳ないです。マイナンバーカードの所持率、普及率が上がっていくとその分交付税だったかの優遇措置が自治体に対してあるという説明を過去に聞いた記憶があったので、このスマホ版の電子証明書の搭載の普及率が上がっていけば同様の優遇措置というのが白井市にあるのかなと思ってお聞きしました。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 電子証明書の搭載によって今回大きく変わるのは、あくまでも市民の利便性向上のことであって、市に対する、利用率上がってきたからといって、優遇措置については、申し訳ありません、今のところ情報は持ち合わせておりません。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 もうちょっと聞きたいけれども、ほかの方先にどうぞ。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。

○小田川敦子委員 じゃあすみません、もう1つ。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 もう1つ気になることがあります。マイナンバーの不備ですね。個人情報が出してしまう等の問題があります。白井市においてはそういった被害に遭われたという情報は何か入っていますか。

○長谷川則夫委員長 山口市民課長。

○山口光敏市民課長 恐らく誤交付に関する事だと思しますので、そのことでお答えさせていただきます。

他自治体においては、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付で、今回は証明書の関係でお話しさせていただきますが、誤交付が一部の自治体がありましたが、白井市においては現在のところまだありません。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 分かりました。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方、ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 次に、賛成討論の方、ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第13号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第19号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第5号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について

○長谷川則夫委員長 日程第2、議案第19号 令和5年度白井市一般会計補正予算(第5号)のうち都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず最初に、歳出について質疑を行います。予算書の11ページを開いてください。

5款農林水産業費から、13ページ、7款土木費、8款の消防費の前まで、一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

武藤委員。

○武藤美砂子委員 ページ数12ページの一番上の土木総務費についてお伺いいたします。雨水排水施設台帳データ作成委託料についてお伺いします。管の中に障害物があり、その除去作業をされるとお聞きしておりますが、どのような障害物があるのか、また、その障害物の量と箇所数をお示しください。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

障害物なんですけれども、主にモルタルや木の根、それと土砂等の堆積物になります。

それと、量なんですけれども、こちらの台帳作成業務委託の中で、もちろんほかのところは調査しています。今回障害物があるということで、雨水人孔の上下流と言うんですけれども、2か所からカメラを入れていまして、そのある程度の写真を基に、その路線のスパンごとで想定数量を出しております。その累計の数量としましては39立方メートルになります。

箇所としましては、すみません、キロ数で言いますと、全体のキロ数では工業団地の関連だと9.9キロメートルあるんですが、そのうちの実際何メートルというのは、今時点で資料がないんですけれども。箇所数でよろしいですか、何か所の路線という形。

○武藤美砂子委員 はい。

○鈴木教之道路課長 すみません、ちょっとお待ちください。

お答えします。トータルの延長的には237.26メートルの中の堆積物という形になります。

以上です。

○武藤美砂子委員 箇所数。237という、何か。

○鈴木教之道路課長 すみません、失礼しました。箇所数といいますか、路線で言うと11路線になります。それは11か所です。

○武藤美砂子委員 ありがとうございます。

○長谷川則夫委員長 武藤委員、よろしいですか。

○武藤美砂子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 それでは、今のところでお伺いします。このような事例というのは今後もあり得ることなんでしょうか、今回たまたま起こったことなんでしょうか。そこだけ確認させてください。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えします。

まず、モルタルにつきましては、想定としまして工事現場などで余ったモルタルが側溝に違法に廃棄されてしまい、雨水管の中で流れて固まったものと思われます。また、木の根については小さな隙間、これ雨水管の継ぎ手部分から、侵入してしまったもの。土砂は雨水と一緒に雨水管に流れてきて、障害物などでうまく流れずにたまってしまったものでございます。

なので、今回実際調査で障害物があり、今回補正の中でこの調査物を除去して処理します。そうしますと、一旦きれいにはなるんですけれども、その後そういう継ぎ目の目地とかは補修して対策は得られるんですけれども、モルタルとかについては、想定ですけれども、雨水のグレーチング蓋から業者がどこかの現場で使ったものはまた流されてしまうおそれはあります。ただ一旦今回現場内である障害物は、今回補正をしていただきますときれいになくなるものと捉えております。

以上です。

○平田新子委員 ありがとうございます。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 今のことをお伺いして、できれば業者とかにそういう周知もしていただけたらと思
いました。

別のところでよろしいですか。

○長谷川則夫委員長 どうぞ。

○平田新子委員 14ページですけれども、防災行政無線デジタル化更新事業というのがありますけれ
ども。

○長谷川則夫委員長 それは当委員会ではございません。

○平田新子委員 そうですか。

○長谷川則夫委員長 その前までです。

○平田新子委員 分かりました。じゃあすみません。失礼しました。

○長谷川則夫委員長 武藤委員。

○武藤美砂子委員 先ほどの除去作業についてなんですけれども、どのように除去されるのかなと思
うんですけれども、どのような方法で除去されているのでしょうか。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えいたします。

障害物の除去作業につきましては、まずモルタルとかについて説明しますと、こちら超高压洗浄車
に取り付けられている吐き出し圧力の特殊ノズルがあるんですけれども、そちらを雨水の人孔から入
れまして、雨水本管内に固着しているそういうモルタルなどを特殊ノズルを回転させながら砕いて押
し進めて、また別の人孔で強力吸引車を使用して、そこから下ろしたホースでその障害物を回収して、
それを処理場まで持っていきます。

また、せん孔機、これは穴を空ける機械なんですけれども、そちらを利用して突き出ている取
付管と侵入根などを除去していきます。

以上です。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○武藤美砂子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 平田委員。

○平田新子委員 その次の部分、土木費、ここの1、2、3目それぞれに国からの補助がつかなかっ
たということで諦めたもの、それから、地方債、一般財源を入れてでも進めている事業、その選定
の基準というか方法というか、優先順位とかそういったものがあるんじゃないかと思うんですけれ
ども、こちら辺の、何をやって、何を止めておこうという判断をどういうふうにしてるのかをお伺い
いたします。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えします。

まず3つ、道路維持費、道路新設改良費、それと橋梁維持費ということで、まず補助金が補助割れしたのに対して、道路新設改良費と橋梁維持費について、こちら補正しておりません。これについて申し上げたいと思います。

道路新設改良費の中の説明のところで、工業団地アクセス道路整備事業につきましては、市の重点戦略事業であります。計画どおりに進んでいないことから、早期の供用開始に向け事業を実施していかなければならないこと。また、市道新設改良事業として、こちら富士地区と西白井駅圏を結ぶ、路線的には市道12-002号線は白井第三小学校の通学路に指定されておまして、児童の安全安心な通学路の整備を目指していくためにも、歳出については財政課協議等を経て予算の財源の振替を行っていただきまして、減額しないで令和5年度の事業内容を実施しています。

同じく橋梁維持費についてもなんですけれども、こちらはやはりまず委託料としている橋梁点検業務があります。こちらは道路法に基づいて行う5年ごとの定期点検になること。それと、橋梁修繕工事については、箇所ごとに補助金を振り分けています。工事件数としては3件ございます。その3件は令和5年度において補助の箇所づけがされておりますので、3橋全て修繕する必要がございます。今回跨線橋、3橋の中の北総鉄道をまたぐ跨線橋が1橋ございます。そちらの中の工事の施工の中で、一部残工事として残った場合に、こちら工事をやるときに仮設足場を設置するんですけれども、それが補助以内でやりますと1回設置したのにまた次年度以降も設置しなくてはならないことになりますので、同じく歳出についても財政課協議等を経て、予算の財源振替を行っていただき、減額しないで令和5年度の事業内容を実施していくことになります。

それと道路維持費、こちらにつきましては、減額の理由としまして、社会資本整備総合交付金の内示額を基に道路修繕工事の実施事業費を精査したものでございます。事業の方向性につきましては、財務規則に基づいて市長と協議をして決定しているところでございます。

以上です。

○平田新子委員 ありがとうございます。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○平田新子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。

久保田委員。

○久保田江美委員 先ほどの雨水排水の施設台帳データのところなんですけれども、データの作成のために一応予算は出しておりますが、今回この雨水用の詰まりを取るということで、ちょっと工業団地のほうはやはり浸水だったりとかということもあったと思うので、そういうのも解消が少し見込まれるという形ですかね。雨水の詰まりが取れるので流れが良くなるということは、浸水しづらくなるということですか。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えします。

確かに今障害物があって、管内が浸水とかしております。今回の調査を行いますと、障害物を除去することによりまして、管渠内がきれいになりますので、管の流下能力の回復が見込めるものとなります。

以上です。

○久保田江美委員 ありがとうございます。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○久保田江美委員 はい。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 今のところなんですけど、タイミング的には雨水排水施設台帳データを作るというタイミングで障害物を発見したということの除去費用ということなんですけれども、今まではどうだったんですか。工業団地内というエリア限定で見ても、こういった障害物が発生して、市がこういうふう撤去するという事は過去にもあったんですか。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えします。

実際、現地はもちろん管になりますけれども、実際台帳的にも詳細のを持っていない状況で、今まで特に管の詰まった影響でどこから水があふれたりとか、そういう問合せはなかったんですけれども。一部人孔とかが少し亀裂等によって、老朽化、その辺によって少し道路から、雨水の人孔の周りとかで陥没した例がありますので、なかなかやはり、もう50年以上たっているところもありますので、今後の管理上そういう台帳調査、現況調査、管を調査して、台帳的には今後の施設管理に必要な整備をしていかなきゃならないということでございます。

○小田川敦子委員 今施設管理をしていかなきゃいけないというお話ありましたけれども、ということは、今後はこういった障害物が堆積していかないような、そういったところも視点に入れて施設を管理していくんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今回調査すると、先ほどカメラ調査の内容的なもの、モルタルとか、木の根とか、これ調査すると実際、破損状況とか、クラックとか、そういうのも調査で分かりますので、管の老朽化に伴っての状況が分かります。なので、その状況によって、この部分はもう修繕しなければいけないとか、そういうことがはっきり今回で分かってきますので、今後の維持管理に向けての対策が得られると考えております。

○小田川敦子委員 分かりました。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑。

小田川委員。

○小田川敦子委員 すみません、土木費のところなんですけれども、内示額を下回ったということで、橋梁維持事業費以降は地方債を組んで財源を充てているということなんですけれども、道路新設改良費のところは、財源振替を実施したということと、財政課と相談した上でと説明があったんですが、具体的な財源は何を持ってくるかというのがちょっと分かりづらかったので、既に説明いただいてたから申し訳ないです、具体的に財源は何を充てるのかというのを教えていただいてもいいですか。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 財源の内訳につきましては、国県支出金については内示割れに伴うもので分かるんですけれども、地方債と一般財源につきましては、財政課で予算の財源振替を行っていただいておりますので、すみません当課では説明ができません。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 すみません。失礼しました。国庫支出金が減額という形になった、そのお金を地方債と一般財源に振り当てています。

以上です。

○長谷川則夫委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 一般財源をあてがうということで、分かりました。

もう1つ細かいところで確認なんですけれども、道路新設改良費の中の2)市道新設改良事業、説明では第三小学校の通学路の整備ということでした。通学路整備は、八街の事故を受けて、国も県も支援してくれてどんどん加速度的に進めているというのはお話を聞いていて理解はしているんですけれども、この通学路整備、具体的に今回の対象になるのはどういった工事内容なんでしょうか。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 お答えします。

今年度の事業の歩道付きの拡幅整備の工事延長としまして、25メートルを見込んでおります。

○長谷川則夫委員長 今の説明はそれで終わりですか。

○小田川敦子委員 ちょっとよく分からなかった。

○長谷川則夫委員長 少々お待ちください、暫時お待ちください。

鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 今年度、先ほど言ったように、安全安心のために、安全対策を踏まえて、歩道付きの拡幅整備を、今年度25メートル実施していくということです。

○小田川敦子委員 分かりました。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議長、ありますか。

○岩田典之議長 歳入は。

○長谷川則夫委員長 ごめんなさい、失礼いたしました。歳入やってないです。歳入をやっていませんでしたので、戻らせていただきます。失礼いたしました。

8ページ、15款2項4目の土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金及び道路更新防災等対策事業費補助金、及び21款3項の雑入のうち、会計年度任用職員等雇用保険負担金、この項目になります。

質疑ございますか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 国庫支出金の中の土木費国庫補助金にある社会資本整備総合交付金なんですけれども、結局内示割れということでこの数字にはなっていますけれども、結果としては何割入ることになるんですか。リクエストしたものから何%、内示割れのほうの数を聞いたほうが答えやすいのかな。どちらでもいいんですけれども、どれぐらい、減額されている割合が知りたいんです。

○長谷川則夫委員長 戸村建築宅地課長。

ちょっと入れ替わってましたので、小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えいたします。

全体の内示割れ率というのはちょっと手元に資料はないんですが、個別の事業ごとに拾っておりますので、まず公園施設環境整備事業としましては約79.3%となります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 戸村建築宅地課長。

○戸村新一郎建築宅地課長 お答えします。

社会資本整備総合交付金のうち、宅地耐震化推進事業に係る部分については交付率が87.39%となっております。

以上です。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 同じく社会資本整備総合交付金の中の道路課分につきましてお答えします。

市道新設改良事業につきましては、内示率74.18%、それと、市道維持修繕事業につきましては内示率28.71%です。

○長谷川則夫委員長 すみません、ちょっと今数字をもう一度お願いします。

○鈴木教之道路課長 市道維持修繕事業につきましては内示率28.71%です。

○長谷川則夫委員長 ありがとうございます。

小田川委員、よろしいですか。

○小田川敦子委員 大丈夫です。ありがとうございました。

○長谷川則夫委員長 ほかに歳入で。

○鈴木教之道路課長 すみません、もう1つあります。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 工業団地アクセス道路整備事業につきましては、59.99%になります。

以上です。

○長谷川則夫委員長 ありがとうございます。

○小田川敦子委員 ありがとうございます。

○長谷川則夫委員長 よろしいですか。

○小田川敦子委員 はい、ありがとうございます。

○長谷川則夫委員長 ほかに質疑ございますか。歳入。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 それでは、改めまして。

○鈴木教之道路課長 委員長、すみません。

○長谷川則夫委員長 鈴木道路課長。

○鈴木教之道路課長 歳出の質問の中で、武藤委員からの質問で、箇所数のほう、最初にお答えしたのが11か所とお答えしていたんですけれども、訂正させていただきます。11か所を改めまして16か所ということで、すみません、失礼いたしました。

○武藤美砂子委員 ありがとうございます。

○長谷川則夫委員長 訂正ですね。

○鈴木教之道路課長 はい。

○長谷川則夫委員長 ありがとうございます。

それでは、改めまして歳入について質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○長谷川則夫委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○長谷川則夫委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第19号は原案のとおり可決されました。

(3) 閉会中の継続審査について

○長谷川則夫委員長 日程第3、閉会中の継続審査についてを議題とします。

当常任委員会に係る所掌事務につきましては、閉会中の継続の調査の申出をいたしたいと思いたしますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○長谷川則夫委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、都市経済常任委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

閉会 午前10時38分